

# 特定人材採用促進支援事業（その2）委託業務仕様書

## 1 事業目的

東三河地域の IT 業界への就職に繋げるため、地元高校生等に対してプログラミング知識を習得し、指定課題を解決するプログラミングを作成させる。さらに作品についてコンクールを開催して評価に繋げるほか、豊橋技術科学大学と連携して実施することで、さらなる地元人材の確保を図る。

## 2 業務名

特定人材採用促進支援事業（その2）委託業務

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年1月31日まで

## 4 業務内容

### （1）業務構成

- ・ 特定人材採用促進支援事業（その2）  
就職向けプログラミングコンクール 1回以上

### （2）業務の詳細

- ・ 特定人材採用促進支援事業（その2）  
**就職向けプログラミングコンクール**

#### ○ 趣旨

東三河地域の IT 業界への就職に繋げるため、地元高校生等に対してプログラミング知識を習得し、指定課題を解決するプログラミングを作成させる。さらに作品についてコンクールを開催して評価に繋げるほか、豊橋技術科学大学と連携して実施することで、さらなる地元人材の確保を図る。

#### ○ 内容及び実施方法

##### ・ 対象者

東三河地域の若年層（14歳から20歳程度）を中心に参加募集をすること。個人または複数人の団体の単位で申込が可能とし、プログラミングコンクールの規模や内容に合わせて参加者の比率や参加者の調整を行うこと。

##### ・ プログラミング講座

参加者のプログラミング知識を習得させるためにプログラミング講座を3日以上実施すること。内容については、プログラミングコンクールで課題解決ができるための内容とし、プログラミングコンクール初学者にも理解できるようにすること。

##### ・ プログラミングコンクール

地域の課題解決につながるようなテーマを設定し、参加者に課題解決期間中にプログラミングに取り組ませること。チームごとに1つプログ

プログラミング作品を期日までに完成させるように努めること。

・地元企業の参加

東三河地域の IT 系企業がプログラミングコンクールに観覧及びコンクールの審査員となるよう調整すること。その際に、企業ごとに学生を評価できるように賞を設定し、参加者のプログラミングに対する意識を向上させること。

・豊橋技術科学大学との連携

参加者がプログラミング作成期間中に、豊橋技術科学大学の関係者から作品に関する助言を行うことができる体制を整え、1回以上実施すること。

・その他、必要な事項等についてはあらかじめ県と協議のうえ、事業を実施すること

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
参加者募集	←→								
講座			←→						
作成期間			←→						
コンクール							←→		

## 5 業務実施上の留意点

- (1) 本委託業務の経理を明確にするため、他の経理と区別して会計処理を行うこと。会計帳簿及び証拠書類は、事業完了後5年間は県の求めに応じ、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- (2) 業務日誌かこれに相当するものを作成すること。

## 6 成果品（業務報告書）

- (1) 紙媒体
  - 2部（正本1部、副本1部）、本事業の取組について詳細に明記したもの。
- (2) 業務報告書の概要版
  - 2部（正本1部、副本1部）、A3判1枚程度にまとめたもの。
- (3) 電子データ
  - CD-R等

## 7 その他

- (1) 事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (2) 事業の専任担当者を置くこと（当課の他の事業と重複しないこと）。
- (3) 作業の進捗状況については、随時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (4) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (5) 本業務の実施に起因する事故・トラブル等については、県に遅滞なく報告するとともに、受託事業者は誠意をもって対応し解決すること。
- (6) 本業務により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。

- (7) 本業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (8) 本業務で使用する写真等について、受託事業者以外の者が著作権を保有している場合については、県と調整のうえ、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (9) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ決定するものとする。